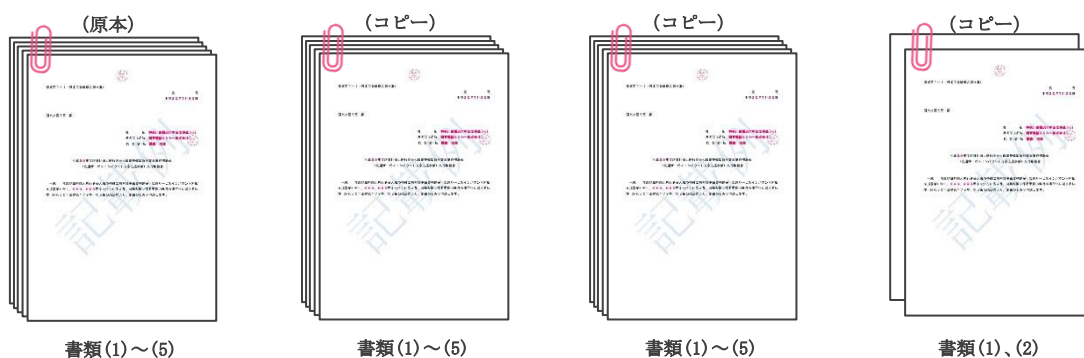


補助金交付申請書の提出について 交通DX・GXによる経営改善支援事業

補助金の内示を受けた方は、定められた提出期限までに「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」に基づき、交付申請書を作成の上、補助金を活用して導入する設備等を配置する主たる事務所を管轄する運輸支局に提出してください。

【提出時の注意】

- ◆ 提出部数は4部（原本1部、コピー3部）となります。
（※申請者控えが必要な場合は5部ご用意してください）
- ◆ 提出部数のうち1部は以下の必要書類のうち(1)及び(2)のみ提出してください。
- ◆ 提出書類はすべて A4片面とし、製本（糊付け・ホチキス止めを含む。）はせずにクリップ止めとしてください。



【交付申請書の提出書類】（記載方法は記載例をご確認ください）

- (1) 令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（交通DX・GXによる経営改善支援事業）交付申請書（様式第14-1）
- (2) 令和4年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（交通DX・GXによる経営改善支援事業）交付申請事業（様式第14-1別紙）
- (3) 設備・サービス導入 算出基礎資料
- (4) 補助対象経費に係る見積書の写し（既に購入済みの場合は、請求書の写し等）
 - ※ システム利用料等のランニングコスト、消耗品や汎用品については、補助対象外となります。
 - ※ 令和4年12月2日以降の見積書が対象となります。
- (5) 地域公共交通経営改善計画